（第6条関係）

念　　書

大町町長　　　　　　　　様

　○○（設置事業者名）が大町町大字（大町・福母）○○番地に設置する太陽光発電施設について、本施設の事業を廃止した後は、大町町の太陽光発電事業の地域との共生に関する条例施行規則第7条による設置基準（別表第2）に示されるとおり、自己の費用により工作物は撤去し、跡地の修景等についても必要な措置を行います。

　また、太陽光発電施設の設置工事等において町道等に損傷を与えた場合は、道路管理者の指示に従い原形復旧をいたします。

年　　　月　　　日

（設置事業者名）　　　　　　　　㊞

（別表第2の撤去時の措置抜粋）

　太陽光発電施設の廃止後は、事業者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。

　ア　工作物を速やかに撤去すること。

　イ　工作物の撤去・廃棄について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

　ウ　事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。